

公認会計士・監査審査会外部労働者公益通報保護会議の設置等に関する規則

(設置)

第1条 公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）事務局に、外部労働者公益通報保護会議（以下「会議」という。）を設置する。

第2条 会議は、外部の労働者からの公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（以下「法」という。）第2条第1項に規定する公益通報（以下「公益通報」という。）の適切な処理の確保に関する業務を行う。

(組織)

第3条 会議は、事務局長を議長とし、総務試験課長、審査検査課長、総括調整官及び議長が指定する者を議員として構成する。

2 会議の事務は、総務試験課において処理する。

(通報の処理)

第4条 会議は、審査会に対して行われる通報について、公益通報として受理すべきか否かを判断し、受理した場合は、検討の上、必要に応じて審査会に付議した上で、必要な調査等を実施するよう関係する課へ指示する。

2 会議は、前項の調査等の進捗状況及び結果について関係する課より報告を受ける。

3 会議は、前項の結果について報告を受けた後、法第2条第3項に規定する通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるため、当該結果及びとるべき措置を審査会に付議する。

4 会議は、適切な法執行の確保、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対して、調査等の進捗状況及び結果並びに措置の内容を通知するよう努める。

5 議長及び議員は、自らが関係する通報事案の処理に関与しないものとする。事務局長が通報事案に関係するときは、総務試験課長が議長の職務を代理する。

(他の行政機関等との協力)

第5条 会議は、公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

2 会議は、通報対象事実に関し、審査会を含め権限を有する行政機関が複数ある場合においては、権限を有する他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置をとるなど、緊密に連絡し協力する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議に関して必要な事項は会議が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月30日より施行する。

附 則 (令和3年4月1日公監審第801号)

この規則は、令和3年4月1日より施行する。